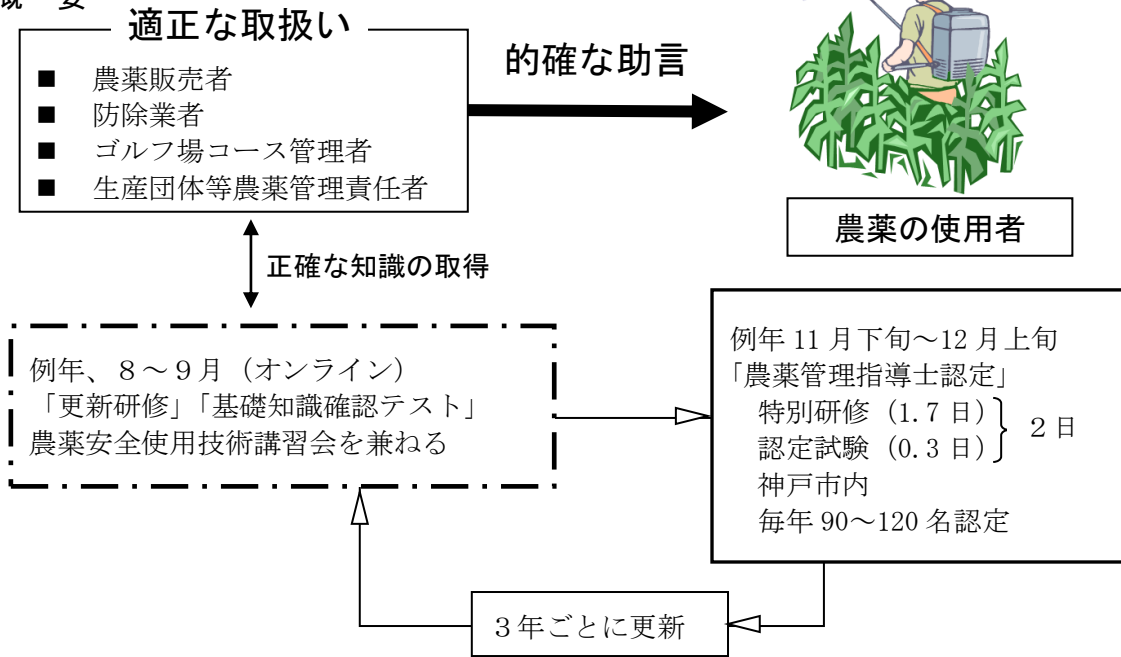


兵庫県農薬管理指導士の認定について

1 目的

農薬の取り扱い、使用に関する安全性の確保を図るために、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場コース管理者、生産団体等の農薬管理責任者などの資質向上対策の一環として、農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者を「農薬管理指導士」として認定する。

2 概要



3 任 務

- (1) 以下に掲げる事項を中心に自ら実施し、さらに他の農薬使用者に指導・助言
- ア 農薬の特性（形状、作用機作、毒性、作物残留性、土壌残留性及び水質汚濁性等）を踏まえた適正な使用
 - イ 農薬使用基準の遵守
 - ウ 農薬の適正な保管・管理
 - エ 毒物または劇物に指定された農薬の適正な取り扱い及び安全使用
 - オ 事故例が多いことなどから特に注意を必要とする農薬の安全使用
 - カ 農薬及び空容器の適正な処分
- (2) 農薬の取り扱いに関する講習会などへの積極的な参加

4 その他

農薬管理指導士認定制度は、昭和 62 年 2 月 6 日付け 61 農蚕第 6166 号「農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について」に基づき、兵庫県では農薬の取扱いについて指導的役割を果たすべき者に受講資格を広げて実施している。